

令和6年1月31日

札幌芸術の森クラフト工房

令和5年12月実施木工房利用者との意見交換会に向けた 事前アンケート実施結果について（概要）

1 議案書及び事前アンケートの発送

- (1) 発送部数 284 通
- (2) 回収状況 59 通・回収率約 20%
- (3) 参 考 議案書 別添 1
事前アンケート（様式） 別添 2

2 工房利用者様からのご意見（抜粋）

- ※ []内はご意見数。
- ※ 安全管理上、対応できないご意見は割愛させていただいております。
- ※ 事前アンケートは、匿名性に配慮して掲載しておりますことをご了承ください。

(1) 議案に対するご意見（概要）

① 木工房の昼休憩時間の設定について [11]

- ・ 昼休憩時間には夜間利用時と同等の電動工具の使用制限をしてはどうか。
- ・ 持ち込み道具は休憩時間に関係なく利用できるようにしてほしい。
- ・ 安全性が比較的高いボール盤、糸のこ盤を利用できるようにしてほしい。

② 木工房内での飲食について [12]

- ・ 木工房内での飲食は衛生上不適切と感ずるため、従来どおりクラフト工房ロビーが良い。夏季には水分補給のためペットボトル等からの水分補給は容認すべき。
- ・ 木工房内で作業中に近くで食事をする人がいると、作業内容の配慮が必要になる。
- ・ 木工房内での飲食を認めてほしい。クラフト工房ロビーでの食事はテーブル数も少なく、密になる確率も高くリスクも多いと思う。

③ 木工房の運営に関する考え方について [5]

- ・ 木工製作の体験も、趣味の木工製作もどちらも必要とされているものだと思う。例えば毎月、講習会が月の前半、貸工房が月の後半にあるとしたならば利用者もスケジュールが組みやすくなる。

④ 作業代行について [5]

- ・ 作業代行していただけるのはとてもありがたい。
- ・ 作業の安全面監督の点から必要最低限の制作指導は必要だと思う。

⑤ 技術講習会について [4]

- ・ 技術講習会の対応は非常に厳しいものと思う。
- ・ 令和7年度から講習会に1日6時間を要し、その日は貸工房として利用できないのだろうか。
- ・ 大型製材機は一旦事故が発生すると死亡等の大事故になる。技術講習会を受講・終了した利用者限定して使用させるべき。定期的な再講習の制度も必要と考える。

(2) その他ご意見

- ① 木材以外の材料（鉄、アルミ等の片等）の加工・切断をしたい。
- ② 「専用利用のための空き日の確保が難しい」ことに対し、サンダーや塗装作業ができるプレハブ空間を新設・増設してはどうか。
- ③ 木工の仕上げには塗装を伴うため、塗装室を設置してほしい。
- ④ とてもよい施設なのでもっと広く広報誌やInstagram、フェイスブックなどで宣伝してはどうか。
- ⑤ 貸工房利用者用アンケートを備えれば日頃から意見把握ができる。
- ⑥ ネット上で予約、支払ができるようにしてほしい。

以上

《札幌芸術の森で検討や提案を予定している議案》

① 木工房の昼休憩時間の設定について

木工房の安全管理及び労働者としての職員労働環境の整備のため、日中利用時間の12時から12時45分までの間、工房内の作業を一斉休止し、利用者と職員の昼休憩時間としたいと考えています。

《対応の方向性》

- ・ 現状は、利用者各人の利用形態に応じ、機械加工室だけでなく、工作室の加工機も含め、切れ間ない運転・作業が起り得る状況ですが、集中力の維持や事故・労災防止の観点から、休憩時間により作業の継続状態をリセットする必要があります。職員だけでなく、利用者にとっても長時間作業による不安全行動防止の観点から、一日のなかで工房内の作業を一旦停止する時間は必要と考えています。
- ・ 木工房の管理運営において、工房利用者の安全な利用を目的として、専門性を有する職員を工作室と機械加工室に各1名、計2名配置を必要としていますが、職員の休憩時間確保のため、現状、1日3名を配置しています。

しかし、運営コストの面から効率的な運営のため、令和6年4月以降は2名従事体制を基本とし、工房利用において、職員・利用者一斉に昼休憩(12時から12時45分まで)を設けたいと考えます。

但し、一切作業を認めないのではなく、手工具による作業は行えるようにし、労働安全衛生上の課題を克服しつつ、利用者の利便性に対する配慮にも応えたいと考えております。

② 木工房内での飲食について

コロナ禍以前において木工房での飲食については、工房利用の本来の目的ではないものの、長時間利用に伴う行為として認めておりましたが、貸工房の一般利用においては昼食場所として、基本的に認めない運用を考えております。

《対応の方向性》

- ・ 基本的な考え方として、利用者個人の荷物の置き帰り(残置)と同様、食事を摂る行為は、工房の本来の利用目的ではないものの、施設利用に伴う行為であり、他の利用者の利便や影響を考慮の上、管理責任者が例外的に認める行為と考えます。
- ・ 木工房の利用時間は、昼区分は午前10時から午後4時までとしていますが、必ずしもこの時間通りに作業を行うものではなく、この時間帯のなかで作業を行うことができるものとして位置付けています。利用者のなかには、昼食後に利用される方もおり、形態は様々です。昼休憩時間を設ける方向性を掲げておりますが、作業行為一切を禁止するのではなく手工具等の作業を認める方向性を持っており、このため昼食会場として工作室を利用すると、木材加工を行なおうとする工房の本来の利用者の作業を妨げることが憂慮されます。
- ・ 昼食場所としては、コロナ禍以降クラフト工房ロビーを案内しておりますので、引き続きこちらをご利用ください。

但し、展覧会やイベント等により園内が混み合う場合は、工作室での利用状況を十分考慮の上開放するなど柔軟に対応して参ります。

- ・ 団体借上げの専用利用では、団体として昼食利用を希望する場合、長時間の施設利用に伴う行為として利用時間を予め定めた上で対応することとします。
- ・ 飲食について限定的に対応する方向性のもと、飲食に供するカップ等の私物については持ち帰りいただき、猶予期間経過後に引き取りがない場合には、撤去したいと考えています。

③ 木工房の運営に関する考え方について

木工房では、休館日以外にも講習会や保守点検などにより貸工房として利用できない日があります。以前より、利用者の方より貸工房日数が講習会などのために使用できないことに対してご意見をいただいておりますので、貸工房日数を予め確保することにより、見通しを立てて安定的にご利用いただけるよう対応したいと考えます。

貸出に供する日数について、利用形態によっては専用利用を促したいと考えますが、その利用についてもある程度見通しを立て利用できる仕組みが必要と考えています。

《対応の方向性》

- ・ 貸工房日数は、概ね月 20 日程度確保していきたいと考えています。但し、11 月は消防設備点検により 19 日、12 月と1月は年末年始休暇により 17 日、2月は月日数がそもそも少ないため 18 日をとさせていただきます。なお、これは施設の突発的な工事や対応等を想定しておりませんので、そうした場合に貸工房日数が減る時には、経緯や理由について説明し、ご理解いただくよう努めます。
- ・ 貸工房日数には専用利用日数を含んでおります。粉塵などが懸念されるサンダーの使用などは、専用利用を促していきたいとも考えておりますが、一方で、そもそも専用利用のための空き日の確保が難しいのが実情で、そのための方策について皆様のご意見もいただき、対応案を考えていきます。

④ 作業代行について

貸工房において従事職員の主な業務は、安全な利用の監督と捉え、加工機や工具の安全な利用のための作業の手ほどきについては認めております。特定の利用者にご注意を傾ける制作の指導は、貸工房における職員の業務から外してはありますが、現在の利用実態や6月の意見交換会を踏まえ、やむを得ず作業代行を受ける場合のルールについて運用の見直しを、令和6年4月から進めたいと考えます。

《対応の方向性》

- ・ 木工房は、一定程度の木材加工ができる方を利用者として貸出を行っていますが、利用者が全ての加工機に精通している訳ではありません。このことから、加工機講習の枠を広げ、帯のこや丸のこなど重傷リスクの高い加工機を除く鉋盤や旋盤について利用者が順次加工機を使用できる体制を整えていく方向性を持ちながら、一方で、講習により技術習得に至るまでの間、職員の作業代行により利用者の作業の安全の確保と利用者の作業の滞りを解消することで対応していきたいと考えています。
- ・ 加工技術が伴わない利用者に対しては、別な作業方法を提示し、現在の加工技術でも目的を達成できるような作業手本を示し、利用における自己完結を促していきます。
- ・ 過去に大型製材機の利用承認を受けながら、高齢により作業が困難な利用者に対しては、大型製材機利用の安全点検講習会の受講を促し作業技術水準の維持に努めつつも、貸工房においては作業補助を

行いながら、徐々に年齢に合った活動内容へと切り替えるようアドバイスを行っていければと思います。

・ 代行理由

- (1) 利用者の安全性への配慮
- (2) 加工技術が伴っておらず、その過程を経なければ次の作業に移れない場合
- (3) 加工機作業の手ほどきとしてお手本を示すための作業代行

・ 代行にあたっての要件・手続き

- (1) 作業代行は、可能な限り短時間で他の利用者の利用監督が疎かにならないこと
- (2) 代行は当該利用者の加工機使用の許可の有無にかかわらず代行可能である
- (3) 作業代行は、製材を目的とした作業内容に限られること
- (4) 有料備品の代行は、必ず利用料金を支払うこと

・ 代行が認められない場合

- (1) 職員による作業代行業を最初から当てにし、下請け作業としての部材製材の要請など
- (2) 代行以外の利用者の作業監督などに支障を来すような長時間に及ぶ作業代行
- (3) 制作工程のほとんどが作業代行により、最後の仕上げ部分だけが利用者本人によるなどほぼ代替制作と理解できる場合
- (4) 木材加工以外の作業代行。(例)ライトスタンドの照明器具の取付けなど

⑤ **技術講習会について**

機械加工室の加工機について、令和4年度から、大型製材機を活用する講習会を開催しています。趣旨は、講習による作品制作を通じて、木工房を利用する皆様に、大型製材機の安全な利用方法を再確認いただき、作業に必要な技術の維持向上を目指すものです。大型製材機を使う可能性のある利用者の方には必須で受講いただきたいと考えています。

《対応の方向性》

今年度、技術講習会は「大型製材機安全講習会」と「電動工具安全講習会」を開催しておりますが、次年度からの技術講習会は「大型製材機安全点検講習会」と「大型製材機技術習得講習会」に分けて行いたいと考えております。

・ 大型製材機安全点検講習会

現在、大型製材機の使用を認められている方々を対象とした、安全な使用について点検する講習会を、年6回隔月で開催しております。令和6年度以降は、1年間を通じ必ず1回の受講を要請することとします。内容は、座学と実技で構成され、1日間（10時から16時まで）の予定で実施、受講料は材料費の500円とします。また、令和7年度からは1年以内の安全講習受講が認められない限り、大型製材機の利用をご遠慮いただく考えです。

・ 大型製材機技術習得講習会

かねてから要望が多かった大型製材機の新規利用希望について、次年度から、帯のこ丸のこを除く、手押し・自動の両鉋盤を対象に、「木工自由制作相談室」のなかで個別に使用方法をお教えしていきます。1回で習得できるものではありませんので、繰り返し何度もある程度の期間をかけて、技術を身に着けた上での一般利用となります。使用できるようになるまでは、作業代行により対応することになります。

なお、「電動工具安全講習会」については、令和6年度以降は行わず、「木工自由制作相談室」の中で必要に応じて各電動工具の使用方法等を説明していくこととします。

※大型製材機：帯のこ盤、横挽き丸のこ盤、縦挽き丸のこ盤、手押し鉋盤、自動鉋盤

大型加工機：大型製材機（5種）、角のみ盤、木工旋盤、大型ベルトサンダー

電動工具：スライド丸のこ、ルーター盤、トリマー、ハンド丸のこ、電気カンナ、ジグソー等

アンケート用紙

ご記入日：令和5年 月 日

※各質問で、該当する回答番号を○で囲んでください。

質問1. ご回答者の年代

- ① 20歳未満 ② 20～30歳代 ③ 40～50歳代 ④ 60歳代 ⑤ 70歳代 ⑥ 80歳以上

質問2. 木工制作のご経験年数について

- ① 10年以上 ② 5年以上10年未満 ③ 2年以上5年未満 ④ 2年未満 ⑤ 経験なし

質問3. 木工房のご利用頻度について

- ① 毎週1回以上 ② 月に数回程度 ③ 月に1回以下 ④ 現在利用無し

④の方、よろしければ理由をご記入ください。

質問4. 芸術の森が提示する議案についてご意見がございましたら、お書きください。

質問5. 芸術の森が提示する議案以外に、検討してほしいこと、ご意見がございましたら、お書きください。

